

青森県報

第二千四百三十六号

平成十七年
二月二日
(水曜日)

目次

告示

公有水面埋立ての免許.....(漁港漁場整備課).....一

公告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....(県民生活政策課).....二
開発行為に関する工事の完了.....(建築住宅課).....二
特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示.....(経理課).....二
建設業者の許可の取消し.....(十和田県土整備事務所).....三

告示

青森県告示第六十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十七年一月二十五日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十七年二月二日

青森県知事 三村申吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

三沢市大字三沢字浜通八八三の四の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びの地点と の地点を結ぶ線により囲まれた区域

の地点 三沢港内東防波堤灯台(北緯四〇度四〇分四二秒、東経一四一度二六分三六秒) から三二五度一〇分六〇二・〇メートルの地点

の地点 から二五五度〇〇分二二〇・〇メートルの地点

の地点 から三四五度〇〇分二二・七メートルの地点

の地点 から七五度〇〇分二二〇・〇メートルの地点

3 面積

一、五二四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

三沢市大字三沢字浜通八八三の四の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びの地点との地点を結ぶ線により囲まれた区域

の地点 三沢港内東防波堤灯台(北緯四〇度四〇分四二秒、東経一四一度二六分三六秒) から三二七度一〇分五六四・〇メートルの地点

の地点 から二五五度〇〇分一八二・〇メートルの地点

の地点 から三四五度〇〇分七三・〇メートルの地点

の地点 から七五度〇〇分一八二・〇メートルの地点

3 面積

一三、二八六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成十七年一月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スポーツ弘前

三 代表者の氏名
清水 紀人

四 主たる事務所の所在地
弘前市大字常盤坂三丁目一の二四

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、社会や行政と連携、協働しながら、スポーツを通じた「まちづくりの推進」「子どもの健全育成」「スポーツ環境の整備に関する事業」を推進し、いつでも、どこでも、だれでもが、楽しくスポーツできる場や環境を築いていくことを目的とする。

開発行爲に関する工事の完了

次のとおり開発行爲に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称 五所川原市大字米田字月見野九〇の一、九一の一及び九二の一、九三の一	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 五所川原市字岩木町一二二 五所川原市土地開発公社
---	---

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量
空港用化学消防車 一台

二 調達方法
購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局経理課
青森市長島一丁目一の一

四 契約の方法
一般競争入札

五 落札者を決定した日
平成十七年一月二十五日

六 落札者の名称及び住所
有限会社丸栄消機
青森市栄町一丁目二の一

七 落札金額
一億八千三百七十五万円

八 落札者を決定した手続

購入物品に要求する性能等が満たされると判断された製作仕様書等を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十六年十二月二十八日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社立崎工務店

二 代表者の氏名 立崎 吉弥

三 主たる営業所の所在地 十和田市ひがしの二丁目一三の三二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一五七六号

五 取消年月日 平成十七年一月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭